

令和2年度～令和4年度 第2回山梨県図書館協議会 会議録

1 日 時 令和3年12月16日(木) 午後3時～4時30分

2 場 所 県立図書館 多目的ホール

3 出席者 (敬称略)

(委員) 長谷川千秋、青柳千絵美、内藤和彦、塩入由里、田中祐光、
中山吉幸、大藤愛子、鈴木和代、鈴木信行、日向良和、渡辺信二

(事務局) 県立図書館：河手副館長、千野司書幹、古谷総務企画課長、
飯沼資料情報課長、齊藤サービス課長

(生涯学習課) 丸山主任

(指定管理者) 富永支配人

4 会議に付した議案

(1) コロナ禍における図書館機能と運営について

事務局 次に、「山梨県附属機関の設置に関する条例」第6条第1項に「会長が議長になる」旨、規定されている。ついては、長谷川会長に、議事進行をお願いする。

議長 次第により協議に入る。議事の1「コロナ禍における図書館機能と運営について」事務局から説明をお願いする。

事務局 資料1-1から資料1-4に基づき説明。

議長 ただ今の説明について、それぞれのお立場から質問や意見をお願いする。

委員 資料1-1、P2の非接触型サービスの充実に電子書籍の充実と利用促進対策とある。電子書籍を個人として購入したことはあるが、図書館での電子書籍の利用はどのように行うのか。

事務局 利用登録が必要。当館のホームページ上にある電子書籍貸出サービスのリンクページを開いて、本の検索をする。ID、パスワードでログインし貸出処理をしてから、ホームページ上で閲覧する。貸出期間は2週間で3冊まで利用できる。

委員 電子書籍の貸出は学校図書館でも可能なのか。

事務局 費用がかかるが可能である。一般よりも図書館向けの方が（大勢の方に提供することを前提としているため）価格設定が高い。提供するためのシステムも必要。

委員 電子書籍を提供するシステムは既に導入済みのものか。

事務局 新館を開館した平成 24 年から導入しているもの。これまで利用は低調だったが、コロナ禍で飛躍的に利用が伸びている。

委員 電子書籍には図書館で扱えるものと扱えないものがあるのか。

事務局 図書館向けとして用意されているものがある。

議長 今回の質問に関連して、図書館の電子書籍にはどのようなジャンルがあるのか。

事務局 一般の読み物から辞書類など分野は様々である。基本的には、紙の書籍と同様の選定基準により選んでいる。

議長 それは、図書館の方で選んでいるということになるのか。

事務局 紙の資料を選定するのと同じように選定委員会を開いて選んでいる。

委員 資料 1 - 1 の P 2 の感染拡大防止対策について。小中学校でも対応が分かれている。図書館の状況について、返却された資料をどんな形で消毒しているのか具体的に聞きたい。

事務局 有効性等考えると 100%とはいかないが、念のためということで作業した。返却された時に 70%のアルコール液で拭き取りをしている。拭き取れない資料は、そのまましばらく置いて棚に戻している。最初は、まとめて別の部屋に 1 日置いてから拭き取り消毒して棚に戻していたが、現在は、カウンターですぐ拭き取って棚に戻している。

日本図書館協会にガイドラインがあり、資料を 72 時間放置することで効果があるという海外での見解が示されている。また、同協会資料保存委員会では、アルコー

ルによる資料へのダメージにも配慮しながら適切に対処をとっている。それぞれの図書館でいろいろな対処方法があると思うが、当館では1回外へ出たものは、なるべく対処（消毒）してから提供することとしている。

委員 今のことに関連して、本町でも、県と同様返却時に表紙と裏側を拭き消毒している。入館時に手指消毒をしてもらい、さらに返却時に資料を拭いて棚に戻す形をとっている。雑誌など拭き取りできないものは、除菌ボックスで除菌後に棚に戻している。72時間放置が有効という情報もあるが、実際には難しいため、消毒し、少し置いたら棚に戻す方法で行っている。あわせて書架も拭いている。

セルフ返却機の利用状況を伺いたい。

事務局 よく利用されている。各カウンターにあり、利用者には誘導をしていないが、一度利用された方は継続して利用している。また、カウンターで対応中にその後ろで返却を待つことがなくなった。駐車場が近いこともあり、児童カウンターで返却処理を待つ利用者が多かったが、現在はセルフ返却機を使っている。特に子どもたちは楽しんで利用している。かなりの頻度で使われていると考えている。

委員 1点目。福祉関係者から、コロナ禍で学校も閉まり、子どもたちの行き場所がない。特に貧困家庭では自宅で勉強するスペースがないという状況があり、かわりを図書館にしてほしいという要望がある。今回は、県の公共施設でもあり、休館期間が長かったのは仕方がないことかと思う。しかし、今後はウィズコロナの時代でもあるので、感染の波もあるかと思うが、できるだけ勉強スペースの確保をしていただきたい。

2点目。国から生活困窮者の相談対応はこれまでの対面ではなく、ライン通話やズームなど IT 機器を使用したデジタルでの対応が主になるといわれている。図書館もレファレンスサービスなどがデジタルになっていくのではと思った。先ほどの意見にもあったが、電子書籍の所蔵が伸びたということもあり、図書館も電子書籍の活用に舵を切る時代に入ったのではと感じている。

議長 今回のことに関して事務局ではいかがか。

事務局 子どもたちの居場所づくりに関しては、感染防止対策を優先して対応している。自習にも使われているサイレントルームは、不特定多数が出入りし、滞在も長時間になる。図書館の利用が後退しないようにということを第一に考え、開放に慎重になったという事情はある。今後は状況を見ながら、場所を提供していきたいと考えている。

議長 これまでのコロナ対策の内容について。ウィズコロナの中でこれからどのような対応が考えられるか。コロナ収束後図書館がどうあるべきか。以上3つの観点でご意見をいただきたい。

委員 先ほど県立図書館のコロナ対策の説明があったが、全国レベルでみればどのような立ち位置か、100点のうち何点かなど、どの程度のレベルか教えていただきたい。もう1点は、資料1-2の「公共図書館における～アンケート調査【単純集計結果】」のP3からP4の【問9】の休館・再開館、一部業務の中止・再開に関する決定を県立図書館では誰が行っているのか。オンラインで県外の方々と話す機会があり、東京で感染が流行っていた時でさえ、自分のエリアの図書館は開いているという方が何人かいた。その時山梨県内の図書館はほとんど休館措置をとっていた。仕方がないことと思うが、そのような条件下では、最低限開きますとか、県民のことを考えれば休館せざるを得ないとかいろいろあると思うが、考えを伺いたい。

事務局 全国的にどのレベルかというのは、それぞれの対応や置かれている状況も違うため難しい。分析はこれからであり、単純集計でしかみていない。全国大会で国立国会図書館令和3年度調査研究の中間報告が青山学院大学の長谷先生からあったが、どこも基本的には危機的状況にあるとの認識で休館をし、コロナに対する知識が普及していく中でだんだん制限付き開館など判断していると考えている。当館においても同様に闇雲に休館している訳ではない。また、図書館の場合、休館したらすべてのサービスがストップしてしまう訳ではない。新型コロナウイルス感染症にどこまでリスクの低減を図るかが大事なこと。山梨県としてどういうリスク対策をとっていくか、という大きい考え方の中で図書館を所管する県教育委員会と調整しながら、制限付き開館などの判断をしている。

委員 県立図書館では、図書館長が独自に見解を出すことはないということか。

事務局 県立図書館の所属長である副館長により判断される。しかし、勝手に判断する訳ではなく、状況を見て、県教育委員会と相談しながらの判断となる。

委員 各公共団体の首長がまず判断し、それに準じるという受け止め方でよいか。

事務局 県から休館しなさいという指示があるわけではなく、大きい考え方でどういう対策をとっている範囲の中で、館として判断していくことになる。

委員 県の中央館である県立図書館の判断に、県内市町村の図書館が準じることが多いのではないかと。

事務局 市町村図書館の集まりで県の対応を伝えているが、基本的に各自治体の判断となる。図書館の置かれている状況もそれぞれ違う。当館は、首都圏からの出入りも多く、交流エリアの貸室も首都圏からの利用があるため、リスク要素も勘案する必要がある。一方、市町村図書館は各々の状況に応じて判断すべきものであり、各自治体の首長の判断も大きいと思う。県立図書館では各市町村がどのような制限になっているかなどの情報収集をしている。

委員 小児科学会で3歳未満児のマスクは危険と言われている。保育はソーシャルディスタンスがとれない。最初の頃は、科学的な対策もわかっておらず、窓ガラスを毎日拭いていた。現在、接触感染はほとんどないと言われている。科学的な根拠のある対策は限られており、基本的にはマスクと換気である。今後は、限られた予算の中で、重点的に感染対策をすべきである。

学童はやっているが公共の場所は閉められていて、この1年半行く場所がなかった。安全対策をして開ける方法を追求していただきたい。県立図書館は、使いやすい施設なので考えていただきたい。

委員 イベントについて質問する。オンライン配信はしているのか。定員は30名など限られた人数である。来られない方も結構いるので、講演会などは配信する方向で考えていただきたい。

放課後、子どもの行き場がないということに関して。学生が無料で勉強を教える「カフェで寺子屋」という、SNSでつながった方たちが喫茶店などを借りて行っている活動がある。家がお寺なのだが、活動場所を提供している。

委員 3月の日本図書館研究会で大学図書館と公共図書館でどのような対応をしたかという調査の結果を発表した。令和2年4月には9割の自治体が完全に閉めてしまった。これは災害に近い。先ほどもあったが、半年間は分からないままでやるしかない。災害対応は、開けた場合と閉めた場合でどちらが悪い状況になるかを考えてやっていく。私を知る限り、山梨県立図書館の対応は一般的だと思う。立ち位置では平均的な形である。

今後10年ぐらいで新しい感染症がでてくる可能性がある。災害対策や事故対策と同じように感染症対策も考えるべきではないか。初動として誰がどのように判断するのかということだけでも考えておく必要がある。

日本図書館協会のガイドラインが出るまでに2ヶ月くらいかかる。情報収集しながら図書館内でいろいろ考えると思うが、その時に相談できる専門家を用意しておいた方がよい。公立病院などと、衛生面について定期的に相談できる体制を作っておく。半年くらい経つと状況が分かってくるが、サービスの復旧は、慎重に考える。サービス機器の購入は情報を集めて検討する。その時点で再拡大したときの措置を考えておく。そうすれば、早く対応ができるし、利用者に予告や説明ができる。可能であれば、県の対策などをWEBページで案内するのもよい。

電子書籍の話が出たが、導入している図書館は、2020年3月には95館だったが、今年の10月には250館と約2.5倍になっている。すべての図書館において非来館型サービスを検討すべきだと考えている。高齢者や子どもにもメリットがある。

今回、デジタルアーカイブが進んだのを評価する。非来館サービスとしても使えるし、資料の電子化も進むことになる。

大学図書館もこの時期は受験生の勉強の場となっている。場所がないという意見も多い。リアル図書館の役割は、資料の提供やイベントであった。サービスが非来館となった場合、建物で何をするのか。図書館や博物館も会って話さなければいけない活動を考えていくべきだと今回の全国図書館大会でも伝えた。

大学は半年間キャンパス内立ち入り禁止になり、学生はアパートも引き払って地元に戻ってしまった。そのような状況になって、会って話すという大切さがわかった。オンラインで授業はしており、話すだけならネットでできる。図書館の役割を再検討していただきたい。

例えば、WEBプラットフォームサービスや各自治体のWEBイベントの技術的支援とか、ズームのアカウントの支援、宅配サービスなどを検討してもよいのではと思っている。しかし、経費がかかるという課題がある。

デジタルアーカイブで山梨県の資料や、許可のとれるものをインターネットで見られるというようなサービスは都道府県立の図書館の役割であり、市町村とは違う役割だと思っている。

アフターコロナの観点では、次の感染症が起こったとき、誰が判断するのか。どこで情報収集するのか。例えば、山梨大学と連携して相談するなど決めておけば、あちこちに聞く必要がなくなる。教育委員会に相談し、平時に体制を考えておくとうい。

子ども向けの電子書籍サービスでは、サブスクのサービスが始まっている。「よもっか」というサービスで、生徒一人あたりいくらか払うと千冊ぐらいの絵本や児童書が読み放題となる。通常こういうサービスだと1人が読んでいると他の人は読めない。県立図書館の電子書籍サービスも、誰かがダウンロードすると2週間くらい他の人はダウンロードできないが、このサービスはいつでも誰でも読める。お金はかかるが、学校であれば20人とか30人分という形で払える。

図書館が選べる電子書籍のタイトル数が少ない。出版社の話では、ここ5年くらいで増えているらしい。電子書籍はだいたい2年更新、よく読まれる本ほどライセンスがついている。よく読まれる本は電子書籍で買って、更新し、ブームが落ち着いたら更新をやめる。ストック的な本より、流行のあるものを電子書籍で提供していくような収集方法はどうか。

議長 コロナ後どうするのかも含めて、いろいろご意見をいただき、ありがとうございました。

欠席された委員から

電話や Zoom での個別の読み聞かせ、電子書籍のタブレットでの読み放題サービスなどの提案があった

「人と会ってやる」良さもある。人は人と会わないと成長していかない気がする。そのような中での図書館のあり方を考える。

一方、デジタルで済ませていく部分もあろうかと思う。図書のデジタル化もあるし、Zoom などでの講演会は、遠方からや自宅で気軽になど参加の機会を広げた。今後も積極的に行っていくとよいと思った。

何か言い残したことがあればどうぞ。

意見も出尽くしたので、次の議題に移りたいと思う。議題の（２）のその他について、なにか意見等はあるか。

それでは、議事については以上で終了とする。ご協力ありがとうございました。